

犬の登録・狂犬病予防注射をしましょう

登録・問合せ

環境課 環境保全担当 ☎ (38) 0401

狂犬病予防のため、生涯1回の登録と毎年1回の予防注射が義務付けられています。町では、飼い犬の「登録」と「予防注射」を促進するため、集合注射を行います。登録済みの方には、案内はがきをお送りします。

集合注射日程

はがき（送付された方のみ）と費用を持参し、希望日・時間に飼い犬と共に会場にお越しください。

月日	時間	会場
4月	13日(木)	10時～11時30分 高野農村センター
		13時30分～15時 杉戸西近隣公園
	14日(金)	10時～11時30分 保健センター
		13時30分～15時 南公民館
	17日(月)	10時～11時30分 生涯学習センター
	18日(火)	10時～11時30分 東公民館
		13時30分～15時 泉公民館

集合注射費用（1頭につき）

当日は釣銭の無いようご協力をお願いします。

新規登録／6,500円

（登録料3,000円、注射料金2,950円、注射済票代550円）

登録済／3,500円

（注射料金2,950円、注射済票代550円）

※左記日程で狂犬病予防注射を受けられない場合は、動物病院で注射をした後、環境課（環境センター内）で手続きをしてください。（新規登録／3,550円、登録済／550円）

※生後3か月未満や妊娠中・産後1か月未満の犬については、後日注射をしてください。

※注射は、健康な犬が体調の良い時に受けることが原則です。

※病中・病後および健康状態に異常のある犬は、かかりつけの獣医師に相談のうえ、注射をしてください。

登録時に受け取る「鑑札」と、注射後に
手続し、受け取る「注射済票」は
愛犬の首輪に取り付けましょう。

新しく犬を飼った、
飼い犬が死亡した、
年1回の予防注射が
済んだ、その際は
環境課で
手続きをしましょう。

ペット飼育のマナー等を守りましょう

問合せ

環境課 環境保全担当 ☎ (38) 0401

犬 フンの後始末は、飼い主の最低限のマナーです。

「家の周りで犬にフンをされて困る」という苦情が、たいへん多く寄せられています。犬の散歩をする際は、ビニール袋などを持ち歩き、フンは必ず持ち帰りましょう。※犬のフン害でお困りの方に、フン害防止啓発用の環境美化看板を無料配布しています。ご希望の方は、環境課（環境センター）へお越しください。

犬の飼育に関する相談 ☎ 幸手保健所 ☎ (42) 1101



猫 野良猫へのエサやりは、飼うことと同じという意識を持ちましょう。

「野良猫にエサをあげている人がいる」などの苦情が、たいへん多く寄せられています。

町では『埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例』に基づき指導を行っていますが、野良猫へのエサやりは条例に違反する行為ではありません。

猫は『動物の愛護及び管理に関する法律』で保護された動物のため、町で野良猫を捕獲することはできません。

●猫を適正に飼育しましょう

【終生飼育】
愛情と責任を持って一生世話
をしましょう。

【不妊去勢手術】
繁殖を望まない場合は、不妊
去勢手術をしましょう。

【屋内飼育】
交通事故や感染症などから猫を
守るため屋内で飼育しましょう。

【名札】
連絡先を明記した首輪やマイク
ロチップの装着をしましょう。

猫に関する相談 ☎ 埼玉県動物指導センター南支所 ☎ 048 (855) 0484

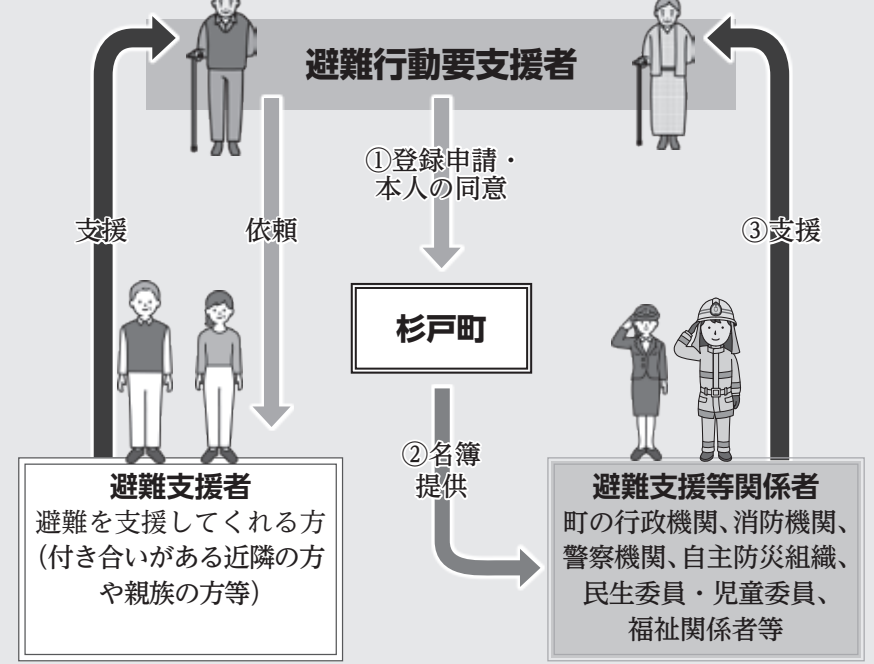
～いざという時のために～ 「避難行動要支援者登録」を しましょう

問合せ

災害に関すること	危機管理課	消防・防災担当	内線282
障がい者に関すること	福祉課	障がい福祉担当	内線264
高齢者に関すること	高齢介護課	高齢者福祉担当	内線317

「避難行動要支援者登録制度」とは、支援の必要な方から町へ登録申請を行っていただき、その情報を避難支援等関係者に提供し、平常時からの見守りおよび災害時の安否確認や避難誘導を円滑に行うための支援体制です。

【制度イメージ】



🔑 個人情報の取扱いについて

登録していただいた個人情報は、町および避難支援等関係者において適正に管理し、登録された方の安否確認や避難支援以外の目的には使用しません。

登録方法 登録されていない方で「上記①～⑦にあてはまる」方へ、3月中に町から登録のご案内を郵送します。同封されている「届出書兼個別計画」に必要な事項をご記入のうえ、返送用封筒で提出してください。（代筆可）

■平常時から避難支援等関係者へ名簿の提供を、

→希望する「届出書兼個別計画」の「同意します」をチェックし、提出
→希望しない「届出書兼個別計画」の「同意しません」をチェックし、「同意しない理由」をご記入のうえ、提出

避難支援者の役割

避難行動要支援者に対し、日頃からの見守りや、災害時の安否確認、情報伝達・避難誘導などの支援に協力していただきます。できる範囲での支援であり、責任や義務を負うものではありません。



この制度は、あくまでも日頃からの地域の助け合いによって、少しでも災害時の被害を減らそうとするものです。登録したからといって、災害時に必ずしも助けてもらえるというものではありません。災害の状況によっては、避難支援者の方も被災者となることがあります。自分の身は自分で守る（自助）という意識を持って普段から地域とのかかわりや気軽に話ができる関係づくりを心がけましょう。



対象者

災害時に自ら避難することが困難で、特に支援を必要とする方のうち、以下の①～⑧にあてはまる方

- ①身体障害者手帳1級または2級をお持ちの方
 - ②療育手帳AまたはAをお持ちの方
 - ③精神障害者保健福祉手帳1級または2級をお持ちの方
 - ④難病の方
 - ⑤75歳以上のひとり暮らしの方
 - ⑥75歳以上の高齢者のみで構成される世帯
 - ⑦介護保険で要介護の認定を受けた方
 - ⑧上記以外で支援が必要な方
- ※施設に入所されている方は、該当しません。

🔑 ※案内が届かなかった方や⑧に該当する方は、担当へご連絡いただくか、町ホームページから登録書式をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、提出してください。（随時受付中）